

区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

住まいる通信

令和2年4月

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

令和2年度 住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料等	納期限 (引落日)	住宅使用料等	納期限 (引落日)
2020年4月分	4月30日(木)	2020年10月分	11月2日(月)
2020年5月分	6月1日(月)	2020年11月分	11月30日(月)
2020年6月分	6月30日(火)	2020年12月分	1月4日(月)
2020年7月分	7月31日(金)	2021年1月分	2月1日(月)
2020年8月分	8月31日(月)	2021年2月分	3月1日(月)
2020年9月分	9月30日(水)	2021年3月分	3月31日(水)

ゴールデンウィークの業務のご案内

休日：4月29日(水)

5月2日(土)、3日(日)、4日(月)、5日(火)、6日(水)、

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2階

電話 03-6805-6523

営業時間：午前8時30分～午後5時30分まで

※設備異常などが発生した場合は、上記にご連絡いただければ東急コミュニティーの設備緊急センターに自動転送され、受付されます。なお、入居者負担となるものは、1万5千円(税別)の修理費用が発生する場合がございます。

各種手続きのご案内



区営住宅にお住まいの方で、ご家族の構成に変更がある場合などは、手続きを行なう必要がありますのでご注意お願いします。

必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

同居

◆別に住んでいた人を同居させたい ⇒ **同居承認申請書**

婚姻や養子縁組等の事情があり、許可することが適切な場合で収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

使用権承継

◆名義人が死亡したがこのまま住みたい ⇒ **使用権承継申請書**

名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

世帯員変更

◆同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ **世帯員変更届**

毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、ご注意ください。

配偶者の転出は、離婚を除いて認められません。

長期不在

- ◆転勤・出張・長期入院などにより、1か月以上にわたり区営住宅を誰も使用しない場合⇒ **長期不在届**
- 不在を証する書類（入院証明書、医師の診断書等）も必要となります。

退去（住宅の返還）

- ◆区営住宅から退去する場合 ⇒ **区営住宅返還届**
- 退去する日の14日前までに提出。提出が遅れた場合は、受理日の翌日から14日目を退去日（返還日）とみなし、その日までの使用料（家賃）をいただきます。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令による 業務縮小についてのお願い

世田谷区営住宅等窓口センターのご案内

<主な影響>

1. 感染防止の為、窓口センター職員の分散勤務を行いますので、
窓口へのご来所はご遠慮ください。（お問い合わせは電話にて）
（営業時間は、8：30から17：30に変更いたします。）
2. 高齢者訪問は、一部、電話に振り替える場合がございます。
3. 室内修繕は、対応に遅れが出る場合がございます。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症防止のために

3月26日に東京都知事より、都内では新型コロナウイルスの感染爆発の重要な局面にあたり、今後の感染者の爆発的な増加を防ぐためには、住民一人一人に危機意識を持って行動することが大切との見解が示されました。区民の皆様には、引き続き以下の点にご留意いただくようお願い申し上げます。

- 食料品の買い物などを除き、不要不急の外出は避ける。
- 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接した会話の3つの条件が重なる場所を避ける。
- イベント等の参加を控える。
- 少数であっても飲食を伴う集まりは、出来るだけ控える。

また、次の症状がある方は、世田谷区帰国者・接触者電話相談センターにご連絡ください。

① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

② 強いだるさや倦怠感、息苦しさや呼吸困難がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

電話 03-5432-2910(平日8:30~17:15)

※土日祝日・平日夜間は⇒東京都新型コロナ患者相談センター 03-5320-4592

一般的な新型コロナウイルスに関するご相談は

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口

電話 03-5432-2111 FAX 03-5432-3022(平日8:30~17:15)

(その他) 厚生労働省 0120-565653(フリーダイヤル・土日休日含む9:00~21:00)

東京都 ①日本語・英語・中国語・韓国語 0570-550571(土日休日含む9:00~21:00)

②FAX 03-5388-1396 ※①②は2月28日から適用されました。

緊急小口資金(特例貸付)

◆この度の新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世田谷区民の方を対象に、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

詳細は、下記受付窓口へお電話にてお問合せください。

ぴらっとホーム世田谷 電話 03-3419-2611

収入再認定

◆退職等により収入が減少した ⇒ 収入再認定請求書

退職・廃業・転職・休職等を理由に収入が減少した場合に限り、収入区分の見直しや減免手続きを行えます。

必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。